

## ○弘前市総合計画策定会議規則（平成18年10月19日弘前市規則第220号）

### 弘前市総合計画策定会議規則

#### （設置）

第1条 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画（以下「総合計画」という。）

を作成するため、弘前市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

#### （所掌事務）

第2条 策定会議は、次の事務を処理する。

（1） 総合計画の作成に関すること。

（2） 総合計画の作成のため必要と認められる事項の連絡及び調整に関すること。

#### （組織）

第3条 策定会議は、議長、参与及び委員をもって組織する。

2 議長は副市長を、参与は教育長をもって充てる。

3 委員は、職員のうちから市長が指名する。

4 委員に事故があるとき又は委員が不在のときは、あらかじめ委員の指名する職員がその職務を代理する。

#### （議長）

第4条 議長は、会務を総理する。

2 議長に事故があるとき又は議長が不在のときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

#### （参与）

第5条 参与は、総合計画の作成に当たり、専門的事項について意見を述べる。

#### （会議）

第6条 策定会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

#### （部会の設置）

第7条 策定会議に、専門的調査、総合計画案の作成等を行わせるため、部会を置くことができる。

#### （部会の組織）

第8条 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は、策定会議の委員のうちから議長が指名する。

3 部会員は、職員のうちから議長が指名する。

4 部会員に事故があるとき又は部会員が不在のときは、あらかじめ部会員の指名する職員がその職務を代理する。

#### （部会長）

第9条 部会長は、議長の指揮のもとに部会を統括する。

2 部会長に事故があるとき又は部会長が不在のときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

#### （部会の会議）

第10条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

#### （庶務）

第11条 策定会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

#### （委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、策定会議の運営に関する必要な事項は、議長が定める。